

基本方針（1） 子どものすこやかな育ちを守り、支える

基本施策1 幼児期の教育・保育の充実と幼保小連携の取り組みの推進

前計画における取り組みと成果

◎ 乳幼児期における多様な教育・保育ニーズに対応するため、前計画である新潟市次世代育成支援対策行動計画「すこやか未来アクションプラン」及び、新潟市保育園再編（基本・実施）計画に基づき、各種施策の基本的方向や実施目標を示し、取り組みを進めてきました。

教育分野については、市立幼稚園の運営のほか、私立幼稚園及び新潟市私立幼稚園協会が実施する事業に係る経費に対し補助金を交付し、幼稚園における幼児教育を充実させ、幼児のすこやかな成長を支援してきました。

保育分野については、増加を続けている入園児童数への対応として、施設整備を積極的に行うことにより定員を拡充し、平成18年度から待機児童ゼロを堅持するとともに、乳児保育・休日保育等の多様な保育サービスを拡充してきました。

また、各種職員研修の実施や、食物アレルギー対応の強化、そして1歳児に対する保育士配置基準を国基準より手厚くすることを条例で明記するなど、子どもの健全な成長を図るため保育の質の向上に取り組んできました。

<主な成果>

・保育事業…

H21:定員 17,950人（待機児童0人）→H26:定員 20,035人（待機児童0人）

・乳児保育事業…H21:190か所→H26:213か所

・休日保育事業…H21:5園→H26:10園

・早朝・延長保育事業…H21:193園→H26:222園（全園）

・私立幼稚園すこやか補助金…

H23:私立幼稚園への各種補助金を統合し創設→H26:41園（全園）

・保育園における食育の取り組み…

【「食育の日」の啓発】…H21:195園→H25:200園（H26:現在集計中）

【アレルギー児の対応（H26新規:専任調理員の配置）】…

H26:222園（全園），（うち【H26新規:専任調理員の配置】H26:133園）

・歯科保健関連事業…

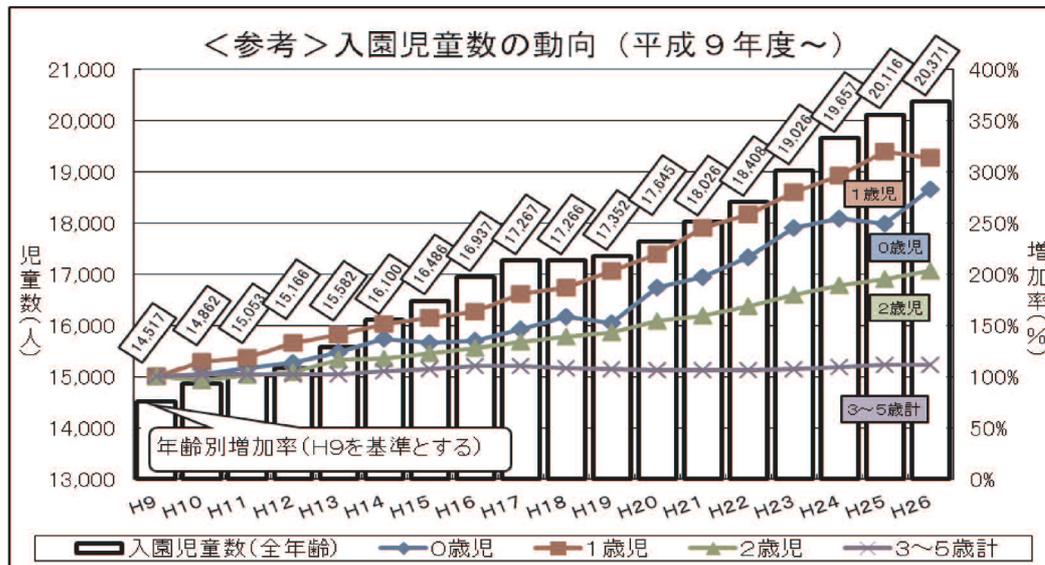
【フッ化物（フッ素）洗口】H21:141園→H25:189園（H26:現在集計中）

【巡回歯科保健指導】H21:75園→H25:78園（H26:現在集計中）

現状と課題

- ◎ 本計画は、「すこやか未来アクションプラン」の継承計画という位置づけであるため、前計画の達成状況、各種施策を取り巻く状況の変化を考慮し、個別具体的に検討を行ったうえで、計画を策定する必要があります。
- ◎ 教育分野に関しては、子ども一人ひとりの個性や能力を大切に魅力あふれる教育を推進するとともに、家庭や地域との連携を深め、成長を支援する教育環境の確保を推進する必要があります。
- ◎ 保育分野に関しては、従来の取り組みを継続しながら、就労する保護者の就労形態の多様化に対応し、子育てと仕事の両立を支えられるよう、各種保育サービスの拡充と質の向上を図り、子どもの健全育成を確保しながら、保護者が安心して就労できる環境整備が求められています。

重点的な取り組みとしては、入園申込者数の増加傾向に対応するため、必要な量の保育園定員を確保し、待機児童ゼロを堅持するよう取り組むことが必要です。



- ◎ 幼保小連携とは、幼稚園や保育園等と小学校がそれぞれの役割・実態を理解し、一貫性のある教育・保育を提供するために、相互に協力し連携することです。
子どもがより良い環境において心身ともに健やかに成長し、思いやりの心や豊かな人間性を育めるよう、幼保小連携の強化、体制の拡充が求められてきています。

子ども・子育て会議などでの意見



取り組みの方向性

- ☑ 幼児期の教育環境の改善を図り、子どもが主体的に考え、行動できるよう適切な教育支援を行っていきます。
- ☑ ニーズ調査結果に基づく保育サービスを提供し、仕事と子育てを両立できる環境を整備するとともに、子どもが健やかに成長できるよう保育環境の改善を行っていきます。
- ☑ 幼保小連携を深め、強化することによって、一貫した教育・保育の提供を図り、集団生活を通じて、子どもを育み支援していきます。

成果指標

平成 26 年度
待機児童 〇人



平成 31 年度
待機児童 〇人

コラム

子ども・子育て支援新制度では、施設などの利用を希望する保護者の方に、利用のための認定を受けていただきます。

新制度では、1号認定・2号認定・3号認定という3つの区分の認定に応じて、施設など（幼稚園、保育所、認定こども園等）の利用先が決まっていきます。

○ 1号認定（教育標準時間認定）

子どもが満3歳以上で、教育を希望される場合

利用先 幼稚園，認定こども園

○ 2号認定（満3歳以上・保育認定）

子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由（※）」に該当し、保育園等での保育を希望される場合

利用先 保育所，認定こども園

○ 3号認定（満3歳未満・保育認定）

子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合

利用先 保育所，認定こども園，地域型保育

※ 「保育の必要な事由」（保育認定にはいずれかの該当が必要）とは

就労

妊娠、出産

保護者の疾病、障がい

同居または長期入院等している親族の介護

災害復旧

求職活動（起業準備を含む）

就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）

虐待やDVの恐れがあること

育児休業取得中に、既に保育を必要としている子どもがいて継続利用が必要であること

その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

※同居の親族の方が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。

1 乳幼児期の教育・保育と幼保小連携について

幼稚園や保育園，認定こども園等では，個々の事業が持つ基本的な方向性に基づき，多様な教育・保育サービスを展開していきます。それぞれが個別の目的を持ち，役割を担ったうえで，子どもたちのすこやかな育ちと子育てを支えています。

また，個々の事業は，小学校へ入学するための必要な基礎を育むという目的は共通しているため，就学を見据えた取り組みが必要になります。

(1) 幼稚園とは

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして，幼児を保育し，幼児の健やかな成長のために必要な環境を与えて，その心身の発達を助長するという目的を実現するための教育を行う学校です。

保護者の就労状況にかかわらず，幼児が就学前に教育を受ける機会を提供する役割を有しています。

本市には，平成26年4月現在で私立41園，公立12園（県立1園含む）あり，幼児教育の更なる振興や幼小連携の推進，幼稚園の安定的な経営などに資するよう，今後も引き続き必要な支援などを行っていきます。

(2) 保育園とは

保育園は，児童福祉法に基づく児童福祉施設です。

保護者が就労していたり，病気の状態にあるなどのために，家庭において十分に保育することができない児童を，保護者にかわって保育することを目的とし，併せて，児童の健全な発達を図る役割を有しています。

本市には，平成26年4月現在で私立122園，公立87園あり，増加傾向にある保育ニーズに対応するため，保育の質の向上を図りながら，定員の拡充を行っていきます。

(3) 認定こども園とは

認定こども園は，「就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に基づき，小学校就学前の子どもに教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。

本市には，平成26年4月現在で私立13園あり，保護者の就労状況に関わらず，就学前の教育・保育を一体として捉え，一貫して提供できる総合施設であることから，地域の状況や必要性などを考慮し，設置を推進していきます。

(4) 地域型保育事業とは

子ども・子育て支援新制度において、教育・保育施設に加え、市町村認可事業として児童福祉法に位置付けられる事業です。（小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育）

少人数での保育が可能となるため，多様な保育ニーズにきめ細かく対応し，質が確保された保育を提供することを目的としていますが，保育需要が高い0～2歳児の受け入れを基本としているため，卒園後の連携施設の確保を円滑に行い，一貫性を保つよう配慮します。

(5) 小学校との連携について

幼稚園や保育園，認定こども園等へ入園し，卒園後，小学校へと入学するという一連の流れは，連続性・一貫性があるものでなければなりません。

乳幼児期の多様な教育・保育ニーズに対応するための基盤整備を行うことにより，保護者の子育てに対する不安感の軽減を図りながら，子どもたちが自尊感情・自己肯定感を育めるような教育・保育環境の質の改善を行い，そこで培われた力が円滑に小学校での生活へとつながり，さらなる成長へと結びつくよう幼保小連携の強化と，体制の拡充が求められます。

具体的には，幼保小連携の視点を重視した研修や地域の小学校への訪問による体験学習，就学前連絡会の開催による小学校との情報交換・交流などにより，連携体制の見直し・強化を図っていきます。

2 教育・保育サービスの充実について

(1) 教育・保育施設の整備について

それぞれの地域の実情に合わせ、必要な幼稚園，保育園，認定こども園等を整備することにより，施設の適正配置を図り，多様な教育・保育ニーズに応えていきます。

目標事業量

		27年度見込				28年度見込				29年度見込				30年度見込				31年度見込			
		教育		保育		教育		保育		教育		保育		教育		保育		教育		保育	
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3~5歳	3~5歳	1・2歳	0歳																
全市	①利用数	6,755	12,795	6,917	1,208	6,495	12,850	7,066	1,422	6,286	12,906	7,175	1,598	6,171	12,860	7,192	1,679	6,236	12,816	7,201	1,723
	②定員	7,987	12,543	6,763	1,179	7,987	12,677	6,918	1,340	7,987	12,865	7,084	1,452	7,987	12,899	7,175	1,622	7,987	12,875	7,190	1,683
	③必要数 (①-②)	▲1,232	252	154	29	▲1,492	173	148	82	▲1,701	41	91	146	▲1,816	▲39	17	57	▲1,751	▲59	11	40
北区	①利用数	318	1,416	660	129	287	1,431	672	145	251	1,430	685	168	235	1,416	681	191	222	1,424	678	195
	②定員	510	1,477	688	135	510	1,464	688	148	510	1,441	690	169	510	1,423	685	192	510	1,426	679	195
	③必要数 (①-②)	▲192	▲61	▲28	▲6	▲223	▲33	▲16	▲3	▲259	▲11	▲5	▲1	▲275	▲7	▲4	▲1	▲288	▲2	▲1	0
東区	①利用数	1,236	2,177	1,208	261	1,180	2,144	1,242	324	1,153	2,111	1,274	369	1,139	2,107	1,276	373	1,168	2,108	1,279	381
	②定員	1,360	2,078	1,153	249	1,360	2,078	1,163	259	1,360	2,144	1,242	324	1,360	2,111	1,274	369	1,360	2,108	1,276	373
	③必要数 (①-②)	▲124	99	55	12	▲180	66	79	65	▲207	▲33	32	45	▲221	▲4	2	4	▲192	0	3	8
中央区	①利用数	2,554	2,196	1,405	262	2,532	2,218	1,427	324	2,500	2,257	1,461	373	2,519	2,245	1,473	388	2,529	2,249	1,482	402
	②定員	2,973	2,089	1,337	249	2,973	2,132	1,372	311	2,973	2,218	1,427	324	2,973	2,257	1,461	373	2,973	2,249	1,473	388
	③必要数 (①-②)	▲419	107	68	13	▲441	86	55	13	▲473	39	34	49	▲454	▲12	12	15	▲444	0	9	14

		27年度見込				28年度見込				29年度見込				30年度見込				31年度見込			
		教育		保育		教育		保育		教育		保育		教育		保育		教育		保育	
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3~5歳	3~5歳	1・2歳	0歳																
江南区	①利用数	251	1,477	799	117	240	1,486	830	152	258	1,488	824	185	242	1,487	819	210	233	1,484	812	228
	②定員	390	1,417	766	112	390	1,490	832	152	390	1,488	830	152	390	1,488	824	185	390	1,487	819	210
	③必要数 (①-②)	▲139	60	33	5	▲150	▲4	▲2	0	▲132	0	▲6	33	▲148	▲1	▲5	25	▲157	▲3	▲7	18
秋葉区	①利用数	537	1,340	615	83	531	1,328	621	90	494	1,348	631	94	491	1,353	641	101	478	1,353	651	99
	②定員	740	1,289	591	80	740	1,277	596	87	740	1,328	621	90	740	1,348	631	94	740	1,353	641	101
	③必要数 (①-②)	▲203	51	24	3	▲209	51	25	3	▲246	20	10	4	▲249	5	10	7	▲262	0	10	▲2
南区	①利用数	47	981	439	54	47	986	447	59	44	973	441	58	39	957	435	58	38	935	426	57
	②定員	140	962	430	53	140	955	433	57	140	986	447	59	140	973	441	58	140	957	435	58
	③必要数 (①-②)	▲93	19	9	1	▲93	31	14	2	▲96	▲13	▲6	▲1	▲101	▲16	▲6	0	▲102	▲22	▲9	▲1
西区	①利用数	1,610	2,143	1,294	239	1,507	2,187	1,333	273	1,463	2,226	1,369	290	1,387	2,236	1,381	294	1,443	2,228	1,393	303
	②定員	1,509	2,107	1,273	235	1,509	2,148	1,309	268	1,509	2,187	1,333	273	1,509	2,226	1,369	290	1,509	2,236	1,381	294
	③必要数 (①-②)	101	36	21	4	▲2	39	24	5	▲46	39	36	17	▲122	10	12	4	▲66	▲8	12	9
西蒲区	①利用数	203	1,065	497	63	172	1,070	494	55	121	1,073	490	61	119	1,059	486	64	124	1,035	480	58
	②定員	365	1,124	525	66	365	1,133	524	58	365	1,073	494	61	365	1,073	490	61	365	1,059	486	64
	③必要数 (①-②)	▲162	▲59	▲28	▲3	▲193	▲63	▲30	▲3	▲244	0	▲4	0	▲246	▲14	▲4	3	▲241	▲24	▲6	▲6

(2) 多様な教育・保育サービスの提供について

① 乳児保育について

保護者の就労形態の多様化や核家族化などによる様々な保育ニーズに対応するため、213園で乳児保育を実施しており、うち124園で月齢2か月からの乳児保育を行っています。

次世代育成支援や男女共同参画などの観点から、男女を問わない育児休業の取得を推進していますが、現状では産休明けからの職場復帰等が増えていることから、引き続き、月齢2か月からの乳児保育の拡大をすすめていきます。

目標事業量

事業	事業年次（年度）		実施目標
	H26	H27～H31	
乳児保育 （1歳児未満）	213園	必要に応じ順次拡大	必要に応じ順次拡大
2か月	124園	必要に応じ順次拡大	必要に応じ順次拡大

② 障がい児対応について

現在、各幼稚園、保育園、認定こども園で受入体制を整え、様々な障がいに対応した教育・保育を行っています。

今後も引き続き、健常児との集団教育・保育を基本とし、適切な環境のもとで、子どもの利益を最優先に考え、家庭や、医療機関、児童相談所、幼児ことばところの相談センター、特別支援教育サポートセンターなど、関係機関との連携を強化しながら、幼稚園、保育園、認定こども園での受け入れ体制を整備します。

目標事業量

事業	内容	事業年次（年度）		実施目標
		H26	H27～H31	
教育・保育施設での受入れ	受入れ体制の整備	実施	継続実施	継続実施
関係機関との連携	児童一人ひとりに適した教育・保育を実施	実施	継続実施	継続実施
障がい児対応研修の実施	職員を対象とした講演会や研修の開催	実施	継続実施	継続実施
ひしのみ園での療育	集団生活と個々に合わせた療育の実施	実施	継続実施	継続実施
児童発達支援事業所	北区児童発達支援事業所で実施	実施	継続実施	継続実施
療育教室の実施	全区で実施	実施	継続実施	継続実施

③ 時間外保育事業について

保育園，認定こども園では，保護者の保育ニーズにより，延長保育を実施しています。

現在，全ての保育園，認定こども園で平日18時以降開園しています。今後も全ての園で平日18時以降の延長保育を実施します。

また，平日19時以降の延長保育のニーズもあることから，今後新規に整備する施設については全て平日19時以降の延長保育を実施することとします。既存の施設についても，ニーズに応じて実施します。

目標事業量

今後，26年度実績に差し替え予定

		25年度 実績	27年度 見込	28年度 見込	29年度 見込	30年度 見込	31年度 見込
全 市	利用者数 (確保の内容) (人/年)	8,653	10,239	10,190	10,121	10,040	10,006
北 区	利用者数	765	956	950	935	921	914
東 区	利用者数	1,590	1,687	1,672	1,652	1,641	1,640
中央区	利用者数	1,823	2,272	2,275	2,276	2,275	2,274
江南区	利用者数	944	973	969	972	963	956
秋葉区	利用者数	806	986	977	970	968	961
南 区	利用者数	416	456	452	446	437	428
西 区	利用者数	1,751	2,339	2,335	2,328	2,301	2,310
西蒲区	利用者数	558	569	559	543	534	524

④ 休日保育について

保育園，認定こども園に通っている児童で，日曜日・祝日も保護者の就労等により保育が必要な場合の保育需要に対応するため，休日等に児童を保育しています。保護者のニーズに合わせ，未設置の北区や必要性の高い中央区・西区に順次拡充します。

目標事業量

事 業	事業年次（年度）		実施目標
	H26	H27～H31	
休日保育の実施	10	必要に応じ 順次拡充	必要に応じ 順次拡充

⑤ 夜間保育について

保護者の多様な就労形態に対応するため、夜間保育（午後10時以降開所園）及び24時間保育を実施しています。今後も継続して実施していきます。

目標事業量

事業	事業年次（年度）		実施目標
	H26	H27～H31	
夜間保育の実施	4園 （うち1園で24時間保育）	継続実施	継続実施

⑥ 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）について

幼稚園において、働きながら幼稚園に通わせたいなどの保護者の要望に応え、正規の教育時間の前後に在園児を預かり、保育活動を行っています。

○ 現在の実施状況

- ・市内41園で実施
- ・現在は、新潟県の補助制度（私学助成）により実施

	北	東	中央	江南	秋葉	南	西	西蒲	計
H26	5	6	16	2	1	1	8	2	41

○ 今後の方向性・目標事業量

- ・量の見込みに対する提供体制は、私学助成による預かり保育、一時預かり事業（幼稚園型）、幼稚園の認定こども園化のいずれかとなる。

目標事業量

今後、26年度実績に差し替え予定

区		25年度 実績	27年度 見込	28年度 見込	29年度 見込	30年度 見込	31年度 見込
全市	利用者数 （確保の内容） （人／年）	167,916	188,471	180,140	175,329	170,772	173,831
北区	利用者数	6,192	7,322	6,616	5,792	5,416	5,126
東区	利用者数	27,054	29,675	28,320	27,673	27,345	28,052
中央区	利用者数	58,872	60,466	59,945	59,202	59,642	59,883
江南区	利用者数	4,458	7,345	7,028	7,560	7,079	6,818
秋葉区	利用者数	2,028	2,235	2,209	2,057	2,044	1,987
南区	利用者数	720	1,133	1,126	1,075	937	921
西区	利用者数	66,318	77,080	72,174	70,044	66,417	69,074
西蒲区	利用者数	2,274	3,215	2,722	1,925	1,892	1,970

⑦ 食育の推進について

子どもたちが楽しみながら、食に関する知識や食を選択する力を身に着け、健全な食生活の実現と心身の健やかな成長が図られるよう取り組みます。

目標事業量

事業	内容	事業年次（年度）		実施目標
		H26	H27～H31	
食育計画の作成	保育の内容に食育の視点を盛り込み適切な支援を行う	実施	継続実施	継続実施
食育研修の実施	職員を対象とした講演会の開催	実施	継続実施	継続実施
食育の日の普及	食育推進に関する様々な催事の実施	実施	継続実施	継続実施
食物アレルギー対応の強化	・研修会の開催 ・専任調理員の配置 (※除去食調理に要す時間分)	実施	継続実施	継続実施

(3) 教育・保育環境の改善について

① 各種研修の実施による質の向上について

質の高い教育・保育サービス提供のため、公立・私立園間での職員交流の実施や各種研修の充実、外部評価の実施など、様々な事業を展開します。

目標事業量

事業	内容	事業年次（年度）		実施目標
		H26	H27～H31	
職員交流の実施	公立・私立間での交流	実施	継続実施	継続実施
各種研修の実施	・階層別研修 ・基礎研修 ・食育研修 ・障がい児研修 ・保健衛生研修	実施	継続実施	継続実施
職員の自己評価	チェック票における自己評価	実施	継続実施	継続実施
外部評価の実施	実施要綱等の整備	実施	実施拡大	実施拡大

② 地域との交流と協働

運動会などの行事への招待，高齢者支援施設への訪問，祖父母との交流活動，園児以外の児童や異年齢交流などを通じ，地域との交流を深めます。

また，コミュニティ協議会や町内会，自治会などと協働し，地域の人たちの園運営への参加を促進します。

目標事業量

事業	内容	事業年次（年度）		実施目標
		H26	H27～H31	
地域との交流	・行事等への招待 ・高齢者施設等への訪問 ・世代間・異年齢の交流 ・保育園の開放 など	実施	継続実施	継続実施
地域コミュニティ協議会などとの協働	・施設管理 ・防犯など	実施	継続実施	継続実施

③ 老朽化・狭隘化^{あい}対策としての公立保育園の統合による環境の改善について

施設の老朽化や狭隘化が進んでいる既存保育園について、より良い保育環境の確保や機能強化、施設定員の適正化を図るため、民間活力の導入（※1）を視野に入れながら統廃合の実施時期を検討していきます。

目標事業量

区	園名	経過年数 (H26.4現在)	事業年次(年度)		備考	
			H26	H27~H31		
東区	石山	48	検討	⇒	老朽化・狭隘化による統合	
	第二中野山	42				
中央区	八千代	(H26改築)	検討	⇒	基幹保育園(※2)である八千代保育園へ機能を集約	
	敷島	33				
	白山	32				
	2	万代	29	検討	⇒	老朽化・狭隘化による統合
		長嶺	33			
		宮浦乳児	41			
江南区	曾野木	39	検討	⇒	老朽化による統合	
	第二曾野木	36				
西区	内野	31	検討	⇒	老朽化・狭隘化による統合	
	上五十嵐	56				

※1 民間活力の導入について

公立保育園の民営化は、「行政改革プラン2015」、「民間委託等の推進方針」により、民間活力の積極的導入の観点から推進することとしています。

民営化にあたっては、地域における保育ニーズや役割分担、公立・私立保育園の配置バランス、統廃合や老朽化など施設整備の必要性なども考慮しながら対象保育園を選定するとともに、移行の際は、市民の意見を反映し、関係者と十分な協議を行うなど、行政責任を確保しながらすすめます。

※2 基幹保育園について

通常の保育を行うほか、区や関係機関との連携を図りながら、地域における保育の実情や課題を把握し、保育情報の発信、ニーズに即した保育、子育て支援事業の展開を図ります。

また、すべての保育園の質を向上させるため、区と連携を図りながら研修等による専門性の高い人材育成を行います。

事業	内容	事業年次(年度)		整備目標
		H26	H27~H31	
基幹保育園の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携 ・地域の実情、課題の把握 ・保育に関する情報発信 ・保育の質の向上のため研修会等の開催など 	検討	必要に応じ 順次設置	8園 (区に1園)